

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和8年6月18日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後2時31分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 杉本 裕未	議 事 係 主 任 岡崎 圭涼	
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 池上 朱美 次長兼地域福祉課長 小森 毅彦 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 片山 知美 次長兼長寿社会課長 松 本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 山根 径 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 保険年金課長 竹内 大 保険年金課課長補佐 藤原 圭子		
	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 増田 和人 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 松田 啓子 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 松田 珠美 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 岡本 芳奈 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美		
	【市立病院】 事 務 局 長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課長 植田 修三 事務局総務課参事課長補佐 谷口 賢司 事務局総務課参事課長補佐 谷口 賢司 事務局総務課業務管理室長 北村誠太郎 事務局医事課課長補佐 尾崎 文彦		
傍 聴 者	なし		

会議に付した事件	別紙のとおり
----------	--------

午前 9 時 58 分 開会

【市立病院】

◆勝田鮮二委員長 それでは、少し早いようでございますが、皆さんおそろいですので、ただいまから、福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず市立病院の報告の後、その後、福祉部、健康こども部の順に進めてまいります。市立病院は、本日議案はなく、報告のみとなっております。

報告に入ります前に、松田病院事務局長より挨拶をいただき、このたびの人事異動で異動された方に挨拶をお願いします。松田事務局長。

○松田真治事務局長 改めまして、事務局長の松田でございます。前事業管理者の平野さんのですね、突然のといえますか、退任で、今、大石先生の下で事業管理者を兼ねていただいて、ようやく 2 か月半たっておりますけれども、軌道に乗ったとは言い難い状況ではございますが、ようやく落ち着いてきたかなあという状況でございます。今年は、特に診療報酬改定がございまして、6 月から適用ということで、なかなか、アップ改定とはいえ、中身を見ますと、なかなか市立病院のような急性期と回復期を両方併せ持つような病院には、なかなか厳しい、要するに、高度医療をやる病院ほど優位な改定というようなことがありまして、なかなか次の改定に向けて、立ち位置をちょっと検討していかなければならないような、ちょっと岐路に立たされているような状況でございます。とはいえ、病院を、たくさん職員を抱える病院ですので、雇用を維持して、継続して次の世代につないでいく責任がございまして、メンバー替わりましたけれども、今日初めての委員会ですので、たくさん連れてきておりますので、それぞれ紹介させていただきます。今日は報告議案のみですので、また担当課長のほうから説明させますので、忌憚のない御意見、よろしくお願いいたします。

○網谷憲治地域医療総合支援センター副センター長 地域医療総合支援センターの副センター長の網谷です。引き続きということになりますので、よろしくお願いいたします。

○谷口智章事務局医事課長 医事課長の谷口と申します。引き続きではありますが、よろしくお願いいたします。

○植田修三事務局総務課長 この 4 月から、総務課長のほうを拝命いたしました植田と申します。よろしくお願いいたします。

○北村誠太郎事務局総務課業務管理室長 この 4 月から、総務課の業務管理室長を拝命しました北村です。3 月までは、市長部局の危機管理課のほうにいました。よろしくお願いいたします。

○谷口賢司事務局総務課参事 失礼します。総務課参事兼課長補佐を拝命しました谷口です。よろしくお願いいたします。

○尾崎文彦事務局医事課課長補佐 医事課の尾崎です。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは、報告に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、

執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にもお願いいたします。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、報告に入ります。報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。谷口課長。

○**谷口智章事務局医事課長** 医事課長、谷口です。こちら、付議案の 83 ページに記載されています、報告第 11 号放棄した債権の報告についてで、資料のほう、本日の委員会の定例会の資料のほうは、見ていただきたいんですが、3 ページを見ていただきますようお願いします。

病院診療費の債権放棄についてということで、概要としまして、病院で治療を受けられた際は、患者さんは健康保険等の各種法令等に定められた自己負担割合の治療費等をお支払いいただいております。しかし、生活困窮等により支払いが困難な状況にある方や、受診後に生活困窮となり、生活保護の適用を受けられる方、また、破産等によって資力回復が見込めない方については、債権回収が非常に困難な状況にあります。病院債権の種類としましては、私債権となります。（3）番の時効期間ですが、令和 2 年 3 月末日までは時効期間 3 年間となっておりますが、法改正により、令和 2 年 4 月以降は、時効期間が 5 年間となっております。（4）番の根拠法令等、こちら鳥取市立病院使用料及び手数料条例となっております。（5）番の納付義務者、こちらは、鳥取市立病院で治療を受けられた方です。

2 番の債権放棄の内容ですが、病院診療費の滞納金については、催告書の送付はもとより、相続人調査などを行って債権管理・回収に努めているところです。本件については、債務者が亡くなられて、その相続人全員が債権放棄をされた 2 件と、破産法により、裁判所から免責許可決定を受け、資力回復の見込みがなくて回収が困難と認められる 8 件の計 10 件について、鳥取市債権管理に関する条例第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、債権放棄を行ったものです。

1 枚めくっていただきまして、4 ページのほうに詳細を表にさせていただいてますが、10 件ありまして、そのうちの 2 件についてが、表の上の 2 件について、民法となっているのが、債務者が亡くなられて、その相続人全員が債権放棄をされた分で、2 件で、金額としましては 1 万 6,830 円で、番号の 3 番目～10 番目、こちら破産、事由のところが破産法と記載させていただいてますが、こちらが、破産法により裁判所の免責許可決定を受け、資力回復の見込みがなく、回収が困難と認められた 8 件で、金額としましては 11 万 880 円で、合わせて 10 件で、総額が 12 万 7,710 円となっております。報告は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑等ございますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** この債権放棄の方々は、全員が鳥取市にお住まいの方ですか。

◆**勝田鮮二委員長** 谷口課長。

○**谷口智章事務局医事課長** 医事課長、谷口です。全員が鳥取市の方です。

◆魚崎 勇委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 請求の仕方なんですけど、一定の時期までは病院がずっとされて、その後を弁護士さんとかに代わって請求をしていただくとか、何かそういう基準があったりするのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章事務局医事課長 医事課長、谷口です。まず、お支払いいただけないような場合については、その時点で、当院の職員のほうが患者さんに連絡を取って、お支払いを促す、促していくんですが、それでもなかなかお支払いいただけない場合は、診療月から、おおむね3か月後に督促状っていうのを送っております。送った上で、あとは別の受診に来られた際に、お声かけしたり、場合によってはお宅を訪問したりというようなことをさせていただいて、それでもなかなか難しい場合については、弁護士等に未回収の業務を依頼しております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。だから、期限がこう何か月たったら、自動的にとかいうことではなくって、支払いをしていただける、なかなか困難になった段階でというふうに判断しておられるということでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章事務局医事課長 医事課長、谷口です。患者さんそれぞれによって事情が異なりますので、まず御相談させていただいて、ちょっと少しずつでも分納いただける場合はそれで、特に弁護士等に委任せずに、こちらのほうで分納納付していただきますし、なかなかそれでも、連絡がなかなかつかない場合、お支払いの意思がなかなかないような場合は、弁護士等に委任するっていうふうに、患者さんによって対応を分けております。

◆岩永安子委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 では、これで市立病院を終了します。市立病院の皆さんは御退席ください。御苦労さまです。

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続き福祉部に入ります。

議案説明に入ります前に、池上福祉部長より挨拶をいただき、その後に、人事異動で異動された方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いします。池上部長。

○池上朱美福祉部長 5月の委員会でも御挨拶をさせていただきましたが、改めまして、4月より福祉部長を拝命しました池上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案等の概要について御説明を申し上げます。今定例会に提出させていただいております福祉部に関わる案件は、議案が5件、報告が2件、その他の報告2件でございます。

初めに、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算の主な内容としましては、介護施設

の大規模修繕等に関わる補助金や障害福祉サービス事業所の整備に関わる補助金、また、グループホームの施設整備に関わる補助金、そして、低所得者等への光熱費助成事業費と福祉総合窓口業務等包括委託費など、総額で6億2,961万4,000円の増額補正予算を計上しております。次に、議案第76号令和8年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算は、一般会計への繰出金として2万3,000円の増額補正予算を計上しております。議案第78号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算は、資格確認書送付に係る郵送代として307万9,000円の増額補正予算を計上しております。議案第86号は、鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてです。議案第96号は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度鳥取市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので報告し、その承認を求めるものです。議案につきましては以上です。

次に、報告第8号としまして、令和7年度一般会計予算のうち、令和8年度への繰越明許費に関わる繰越額について確定しましたので報告をいたします。また、報告第11号は、鳥取市国民健康保険高額療養費貸付金の債権放棄と、臨時福祉給付金返還金の債権放棄について報告をさせていただきます。

最後に、その他の報告としまして、鳥取市介護老人保健施設やすらぎの食費の改定についてと、指定通所介護事業者の処分についてを報告をさせていただきます。

以上詳細につきましては、各担当課長から説明をいたしますが、その前に、令和8年4月及び5月の人事異動により、昇任及び異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。

○小森毅彦次長兼地域福祉課長 失礼します。4月1日付人事異動で、福祉部次長兼地域福祉課長を拝命しました小森です。よろしくお願いします。

○竹内 大保険年金課長 失礼します。保険年金課課長を拝任いたしました竹内大と申します。よろしくお願いします。

○片山知美地域福祉課指導監査室室長補佐 失礼します。5月1日の人事異動により、地域福祉課指導監査室室長補佐を拝命いたしました片山知美と申します。どうぞよろしくお願いします。

○山根 径障がい福祉課課長補佐 失礼します。令和8年4月1日付の人事異動により、障がい福祉課課長補佐を拝命しました山根径と申します。よろしくお願いします。

○藤原圭子保険年金課課長補佐 失礼します。4月1日付、保険年金課課長補佐を拝命いたしました藤原圭子です。よろしくお願いします。

○池上朱美福祉部長 異動に伴う自己紹介は以上です。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会

の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。小森次長。

○小森毅彦次長兼地域福祉課長 地域福祉課、小森です。それでは、議案第75号一般会計補正予算（第2号）の福祉部に属する部分につきまして御説明を申し上げます。資料は、主に事業別概要を使用して説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、事業別概要の28ページをお願いいたします。上段の民生委員事業費でございます。民生委員・児童委員は、無報酬のボランティアでございますが、活動に必要な交通費や通信費などの経費に対する費用弁償といたしまして、活動費を支給しております。このたび、国におきまして、物価上昇に伴う活動費の支出額の増加や、民生・児童委員の活動環境の改善の必要性などを踏まえまして、活動費に関する地方交付税の算定基礎額が、現行の1人当たり年額6万200円から6万4,000円に増額となるのが、本年4月に決定をされました。これに伴いまして、本市におきまして、同額に引き上げることといたしまして、民生・児童委員数485人分に差額の3,800円を乗じました184万3,000円を増額補正させていただくものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、その下段になります。福祉総合窓口受付等業務費でございます。福祉関係の各種手続をワンストップで対応をする福祉総合窓口業務を、民間事業者には包括委託をしております。現在、令和6年度に実施しましたプロポーザルによりまして選定しました事業者と委託契約を締結いたしまして、令和7年度～令和9年度までの3年間を委託期間といたしまして、福祉総合窓口業務等を行ってるところでございます。委託金額につきましては、令和6年度当時の賃金の動向等を踏まえまして、一定の人件費の増加を見込んだものとしておりましたが、昨今、これを上回る最低賃金の大幅な上昇に伴いまして、人件費全体が増加しておりまして、人件費の負担増を、現行の契約金額内で吸収することが困難な状況となっております。市といたしましては、適正な価格転嫁を実施いたしまして、質の高い市民サービスの提供と、柔軟で効果的な執行体制を維持するため、直近の賃金動向を踏まえまして、必要な額を増額補正させていただくものでございます。

地域福祉課が所管しております福祉総合窓口受付等業務と託児室等運営管理業務に従事いたしますスタッフの人件費といたしまして、53万7,000円を計上させていただいております。財源は全て一般財源となっております。このほか、各課が所管する福祉総合窓口関連業務におきまして、同様の理由で増額予算を計上させていただいております。

それぞれ申し上げますと、31ページをお願いいたします。上段の包括支援センター運営事業費（事業運営費）でございますが、こちらは、中央包括支援センターの窓口対応業務に係る人件費分といたしまして、9万9,000円を計上しております。財源内訳といたしましては、国・県支出金が、重層的支援体制整備事業交付金が5万7,000円、その他財源といたしまして、介護保険費特別会計からの重層的支援体制整備事業繰出金が2万3,000円、残り一般財源となっております。

次に、その下になります。福祉総合窓口業務等包括委託事業費（介護保険事業分）につきましては、介護保険窓口等業務に係る人件費分といたしまして、85万7,000円を計上しております。財源は全額一般財源でございます。

次に、32 ページになります。下段の身体障がい者福祉行政事務費でございますが、こちらは、障害福祉窓口等業務に係る人件費といたしまして、75 万 8,000 円を計上しております。財源は全額一般財源でございます。

次に、35 ページの上段になります。福祉総合窓口業務等包括委託事業費（国民健康保険事業分）は、国民健康保険窓口等業務に係る人件費といたしまして、75 万 8,000 円を計上しております。財源は全て一般財源でございます。

その下になります。国民年金事務取扱事務費は、国民年金窓口業務に係る人件費といたしまして、61 万 5,000 円を計上しております。財源は全額一般財源でございます。

次に、36 ページの上段になります。重度障害者医療助成費は、特別医療費助成及び未熟児養育医療窓口等業務に係る人件費といたしまして 63 万 5,000 円を計上しております。財源は全額一般財源でございます。

その下の福祉総合窓口業務等包括委託事業費（後期高齢者医療事業分）は、後期高齢者医療窓口等業務に係る人件費といたしまして、63 万 5,000 円を計上しております。財源は全額一般財源でございます。

このほか、健康こども部所管の 3 業務を含めました福祉総合窓口関連 12 業務の補正予算額の総額は、575 万 2,000 円となっております。

これに関連いたしまして、令和 9 年度末までを委託期間とする現行契約を変更させていただくため、新たに債務負担行為の設定が必要となりますので、併せて説明をさせていただきます。事業別概要の 73 ページと飛びますが、73 ページをお願いいたします。福祉総合窓口業務等包括委託事業費の令和 9 年度の限度額は、この 6 月補正で計上させていただいております関連 12 業務の補正総額と同額の 575 万 2,000 円でございます。財源内訳は全額一般財源としております。

事業内容といたしましては、変更はございませんで、委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日で、委託内容は、御覧の 12 の窓口業務となっております。

今後の取組といたしましては、本議会において議決をいただきましたら、7 月に委託契約の変更を行う予定としております。

地域福祉課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。続きまして、長寿社会課所管の補正予算について説明いたします。事業別概要の 29 ページ上段になります。上段を御覧ください。鳥取、失礼しました。地域医療介護総合確保事業補助金についてです。補正予算額は 4 億 497 万 2,000 円になります。これは、鳥取県の地域医療介護総合確保基金補助金を活用しまして、本市における介護施設等の整備を行うものでございます。この事業は、第 9 期の計画に基づく、整備方針に基づいて行うもので、事業者の意向調査等を踏まえて、整備費に対する必要な補助額を予算計上しているものでございます。

事業別概要の内容、事業の内容のところに記載しておりますが、事業内容としましては、補助対象事業としましては、地域密着型サービス等の整備、施設等の開設準備等支援、大規模修

繕に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援、既存の特養等のユニット化などの事業に対する補助金となっているものでございます。

続きまして、その下の、下段を御覧ください。社会福祉施設改修事業費です。補正予算額は393万3,000円になります。経年劣化等により老朽化した施設設備の修繕を行うための経費となります。事業の内容ですけれども、高齢者福祉センター、これは、さざんか会館の横にある施設になりますが、高齢者福祉センターの空調設備の修繕経費としまして、75万9,000円です。これにつきましては、暑い時期になるまでに修繕が必要ということで、既存の予算を流用しまして、令和8年5月の22日に修繕を完了しております。

続きまして、湯谷荘の減菌機の更新ですが、これは、お湯に塩素を注入して、レジオネラ菌等の増殖を防ぐための設備となりますが、この設備の更新経費として57万8,000円、湯をくみ上げる源泉ポンプの更新経費として182万6,000円となっております。

次の、なごみ苑の防水シート等の修繕につきましては、部材の高騰がありまして、当初の予算額に不足額が生じたので、その不足額の77万円を計上しているものでございます。

続いて、30ページ上段を御覧ください。持続可能な権利擁護支援モデル事業費についてです。補正額は100万円です。本市では、令和7年度から、身寄りのない高齢者等を地域で支える仕組みづくりを進めるために、現在、NPO法人ひとしづくに業務を委託して、モデル事業を実施しているところでございます。このたび、鳥取県が新たな取組となります、地域の絆推進事業におきまして、市がモデル的に実施する、身寄りのない高齢者の方の支援、身寄りのない方の支援の事業に対しまして補助制度を創設されました。この補助制度を活用しまして、医療や介護の事業者が、身寄りのない高齢者等を支援する場合に参考となるような困難事例集の作成ですとか、高齢者に支援制度の周知を図ったり、活用促進を図るためのガイドブックを作成するために、作成するものです。この事例集のほうにつきましては、医療介護連携業務の現在委託先であります鳥取県東部医師会に委託して実施することとしております。

続きまして、下段の軽費老人ホーム運営補助金についてです。補正額は276万8,000円です。これは、軽費老人ホームの職員の賃上げなどの処遇改善を支援するための補助金でございます。当初予算において、軽費老人ホームの職員の処遇改善のための補助金として1億7,469万3,000円を計上しているところですが、令和8年4月に、国から処遇改善に関する通知がありまして、算定方法等が具体的に示されました。これに基づいて再度算定を行ったところ、不足額が生じたので、必要な経費を補正予算させていただいております。

事業の内容ですが、対象施設は、本市が補助金を交付している5施設の軽費老人ホームになります。補助額は、介護職員1名当たり最大月額1万9,000円です。この1万9,000円の内訳ですけれども、介護職員の賃上げ措置をするための月額1万円に、見守りセンサー等の活用を行う事業者の介護職員については、月額7,000円の上乗せ、それから、定期昇給分を措置する場合は、月額2,000円の上乗せ分を合わせたものとなっております。また、その他職員、これは、事務職員や栄養士などの職員になりますが、1名当たり月額1万円の賃上げを措置するための補助金となっております。

長寿社会課の説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 それでは初めに、生活福祉課の事業について御説明いたします。ページは少し飛びまして、34 ページ下段の低所得者等への光熱費助成事業費（生活保護受給世帯分）になります。鳥取県は、令和 8 年度当初予算にて、今後も物価高騰が継続するとして、県・市合わせて 1 世帯当たり 7,000 円を助成する内容の支援策を定め、このたび、6 月補正予算には、県・市合わせて 1 世帯 4,000 円を助成する内容の支援策を予算計上されております。本市では、従来より、いわゆる生活に困窮されている世帯の中でも、より生活が厳しい世帯に対して支援を続けてまいりました。そのため、このたびも、県と協調して事業を実施し、生活保護世帯の方の物価高による生活への影響を緩和するため、県・市合わせて 1 世帯当たり 1 万 1,000 円を助成する事業を予算要求するものであります。

対象世帯ですが、7 月 1 日を基準日として、病院及び社会福祉施設に入院または入所していない世帯、1,950 世帯を見込んでおります。事業費としましては、助成額の 2,145 万円に郵送料などの事務費を加えまして、合計 2,199 万 5,000 円。なお、今年度より、助成額の 2 分の 1 に加えまして、今まで本市が負担してきました郵送料、口座振込手数料について、上限はありますが、役務費相当額が全額補助対象となっております。財源としましては、助成額 2,450 万円の 2 分の 1 と、郵送料などの役務費 51 万 6,000 円全額の合計 1,124 万 1,000 円に、鳥取県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用し、残りは一般財源となります。

今後の事務スケジュールですが、6 月定例市議会にて御承認いただけましたら、早急に事務作業に入りまして、7 月末から、生活保護世帯の方への助成を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、財源更正について御説明いたします。説明資料、改めまして、横書きの右上に資料 1 とあります、令和 8 年 6 月定例市議会、福祉保健委員会説明資料にて御説明いたします。ページは 8 ページ、ページは 8 ページ、8 ページ中段の生活保護費、事務費でございます。今年度、全庁に先駆けて、生活保護システムの標準化を進めるに当たり、当初予算にて、その経費 2,494 万円余りを予算計上しておりました。システム移行経費につきましては、補助金、デジタル基盤改革支援補助金の対象になりますが、生活保護システムについては、他の業務システムと、移行プロセスにおいて一部異なる部分があり、その部分が補助金の対象になるのか、当初予算編成時では未確定であったため、全額一般財源で予算計上しておりました。このたび、全額が補助金、デジタル基盤改革支援補助金の対象となることが判明したため、財源更正を行うものでございます。

生活福祉課の説明は、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課、枅谷です。続きまして、障がい福祉課の所管に係る 6 月補正予算案について御説明をいたします。事業別概要に戻っていただきまして、事業別概要により説明をさせていただきます。事業別概要は 32 ページの上段を御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費（特別障害者手当等受給世帯分）でございます。こちらにつきましては、事業の経過・背景、目的等は、先ほど生活福祉課より説明がありました、生活保護受給世

帯分と同様ですが、長引くエネルギー価格や物価の高騰を背景としまして、低所得世帯の方々の生活への影響を緩和するために、県の補助金を活用して助成金を支給しようとするものになります。

事業の内容としましては、特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当、また、特別児童扶養手当の各手当の受給世帯のうち、所得制限による支給停止世帯や生活保護世帯、また、児童扶養手当受給世帯を除いた住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり1万1,000円を助成するものになります。対象世帯は、合計で250世帯を見込んでおります。補正額は、助成額275万円に、郵送料などの事務費を加えました282万5,000円、うち助成額部分の2分の1の137万5,000円と、事務費のうちの6万8,000円の合計144万3,000円につきましては、県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用する予定です。なお、今回の助成につきましては、生活保護受給世帯分と同様に、7月1日を基準として、7月末からの助成を目指しておるところでございます。

続きまして、事業別概要33ページ上段を御覧ください。障害者自立支援法施行事務費でございます。このたび、国のほうで、障害福祉関係への従事者への処遇改善を目的としました、臨時の障害福祉サービス等の報酬改定が実施をされることとなったことから、障害福祉サービスの支給決定、請求審査を行うための障害者自立支援給付審査支払い等システムである、MCWELというシステムがありますが、こちらのシステムの改修を行おうとするものでございます。

この障害福祉サービス等の臨時報酬改定につきましては、国が設置をしております障害福祉サービス等報酬改定検討チームというものにおきまして、2月18日に取りまとめをされ、6月1日からの適用というスケジュールとなりました。システム改修につきましては、来月から始まります請求審査に間に合わせるために、今月中のシステム改修が必要となりますので、既決予算の一部を流用する形で対応させていただきたいと考えております。補正予算額は812万5,000円、うち2分の1の406万2,000円は、国の補助金を活用する予定としております。

続きまして、事業別概要33ページの下段を御覧ください。社会福祉施設等施設整備事業費でございます。これは、障害のある人が利用する施設、グループホームやB型作業所、放課後等デイサービス事業所などの障害福祉サービス事業所ですとか、入所系の障害者支援施設、これらの施設の設置・修繕等を行う事業者に対しまして、国庫補助制度を活用し助成を行うものになります。補助率は、国の基準額を上限としまして4分の3、4分の3の内訳は、国が2分の1、4分の2、市が4分の1となっております。今回計上をさせていただいたものは、共同生活援助事業所、グループホームの整備事業2件分、1億7,218万円でございます。

内訳としましては、松のねっこという事業者が、国府町に設置を計画されているグループホームの整備事業、予算額は9,543万円、もう一件につきましては、鳥取県厚生事業団が、湖山町に設置を計画しておりますグループホームの整備事業、予算額は7,675万円、いずれも、日中サービス支援型のグループホームとなります。予算額合計1億7,218万円のうちの1億1,478万6,000円は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用する予定でございます。

なお、本件は、4月に国へ協議資料を提出いたしまして、現在、個別協議を行っているところではございます。例年6月中には、採択の結果が届くスケジュールとなっております、今

現在では、まだ届いておりませんが、来週、今週辺りには、採択の有無について連絡があるのではないかと考えております。

続きまして、事業別概要 34 ページ上段、次のページの上段を御覧ください。鳥取市グループホーム施設整備事業費でございます。障害のある人を対象としたグループホーム、共同生活援助事業所につきましては、入所施設や病院からの地域移行の受皿となり、また、障害のある人の地域生活を支えるニーズの高い施設となっておりますが、先ほど御説明いたしました、国の社会福祉施設等施設整備費補助金の採択件数が毎年限られておりまして、事業者のニーズに十分な対応ができていない状況があったと考えているところでございます。そのため、グループホームの創設・修繕等を行う事業者に対しまして、本市独自に助成を行うことで、グループホームの整備を促進しようとするものになります。

事業主体、補助対象経費等につきましては、国の補助制度の基準と同様としておりまして、国庫補助協議を行ったグループホームの創設・改築・大規模修繕等を対象事業としております。補助率は事業費の2分の1、県の制度を参考としまして、同じく補助、基準額の上限を設定する予定としております。予算額は1件分 200 万円、内容としましては、ウィズホールディングスという事業者が、立川町に設置を計画されているグループホームの整備事業でございまして、住宅を大規模改修し、グループホーム化しようとしているものでございます。予算額 200 万円のうちの5分の1、40 万円につきましては、県の補助金を活用する予定です。

なお、現在、先ほどの社会福祉施設等施設整備事業費のグループホーム2件分につきましては、国庫補助協議を行ってるところですが、これらの事業が不採択となった場合で、事業者が、この事業の利用を希望された場合には、この事業の予算額を変更する必要があるがございますので、その際には、再度補正予算を計上させていただきまして、議会の御審議をいただきたいと考えているところでございます。

障がい福祉課は、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。私からは、保険年金課の所管に係る部分について御説明いたします。事業別概要 37 ページを御覧ください。後期高齢者医療費特別会計へ繰り出しでございます。この後、議案第 78 号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）におきまして、資格確認書等の発送方法の変更に伴う郵送代の増額について御説明いたしますが、こういった後期高齢者医療事務を行うための経費につきましては、一般会計のほうから繰入れさせていただいておりまして、今回の郵送代の増額分につきましても、一般会計からの繰り出しをお願いさせてもらうものでございます。補正予算額は 307 万 9,000 円、財源は全て一般財源でございます。

福祉部、一般会計補正予算の説明は以上となります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。ごめんなさい、聞き漏らしてしまいました。立川町の、34 ページの鳥取市のグループホーム施設整備事業費で、住宅改修をしてグループホーム造るってところが 2 件あるという、1 件あるというお話でした。ごめんなさい、そこをもう一遍お願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課、枡谷です。鳥取市グループホーム施設整備事業費の御説明です。こちらにつきましては、現在 1 件分 200 万円を計上しているところですが、内容としましては、ウィズホールディングスという事業者が、立川町に設置を計画されているグループホームの整備事業になりまして、内容は、住宅を大規模改修しまして、グループホーム化するというものになります。以上でございます。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について、執行部の説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。それでは、議案第 76 号令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明いたします。事業別概要で行います。事業別概要の 77 ページ上段を御覧ください。重層的支援体制整備事業繰出金です。これは、先ほど地域包括支援センターの業務に係る福祉相窓の委託料の増額分につきまして、財源となる介護保険料の必要額を一般会計に繰り出すものでございます。補正額は 2 万 3,000 円です。

介護保険、鳥取市介護保険費特別会計補正予算の説明は、以上になります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 78 号令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 78 号令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について、執行部の説明をお願いします。竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。議案第 78 号令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について御説明いたします。事業別概要 78 ページ下段を御覧ください。事務費でございます。後期高齢者医療における資格確認書の交付につきましては、国の通知によりまして、令和 8 年 7 月末、今年の 7 月末までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、被保険者全員に資格確認書の職権交付を行ってるところでございます。

そのため、令和 8 年 8 月の年次更新からは、暫定的な運用は終了するものと想定して、被保

険者がマイナ保険証をお持ちでない場合は資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの場合は資格情報のお知らせを郵送することとして、当初予算には計上させていただいて、議決をいただいたところでございます。

しかし、その後、また厚労省の通知によりまして、84 歳以下の被保険者のうち、一部を除いては、資格確認書の職権交付を継続するということになりました。具体的には、84 歳以下の被保険者については、マイナ保険証を直近 1 年間で 6 回以上利用、かつ直近 3 か月以内に利用実績がある場合。要するに、マイナ保険証を頻繁に利用されてる場合にのみ、資格確認書は交付しなくて、資格情報のお知らせを送付するということになります。84 歳以下のそれ以外の被保険者と、85 歳以上の全ての被保険者には、これまでどおり、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付するというものでございます。

したがいまして、当初予算で想定したより、資格確認書の交付件数が増えることとなりますので、また資格確認書は、特定記録郵便で郵送しているため、郵送代が増額するということで、その増額分についてお願いするものでございます。補正予算額は 307 万 9,000 円で、財源は全て一般財源となります。説明は以上となります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 86 号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 86 号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、執行部の説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 失礼します。指導監査室の山形です。それでは、議案第 86 号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について説明を申し上げます。本日お配りしました別添の資料 1 の 13 ページの、御覧いただけたらというふうに思います。

今回の鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴いまして、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、これは、国の省令でございますが、この省令の一部が改正されたため、所要の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、指定障害児通所支援事業者に対して、支援従事者による児童対象の性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に、児童等を適切に保護するための必要な措置を講じる規定を加えることとしております。また、その他字句の整理をすることとしております。

施行日は、基準省令の施行日が令和 8 年 12 月 25 日から施行することとされておりますので、これに合わせて同日と、施行と考えております。その他字句の改正は、今回の改正内容と関連のないため、公布日施行としております。

また、今回の改正で影響のある事業所は、令和 8 年 6 月 1 日現在、児童発達支援で 20 事業所、放課後等デイサービスにつきましては 33 事業所、それから、居宅訪問型児童発達支援で 3 事業所、保育所等訪問支援は 6 事業所となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。それでは、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認について御説明いたします。資料の 1 の 21 ページを御覧ください。令和 7 年度の高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業費の財源につきまして、専決処分により財源更正を行いました。

内容としましては、1 つ目が、地方債を一般財源に財源更正したものです。この地方債は、社会福祉施設整備事業債、行政改革推進債となりますけれども、令和 7 年度の特別交付税の確定によりまして、特別交付税額の確定によりまして、歳入が増となりましたので、地方債の 570 万円を、一般財源のほうに振り替えたものでございます。

続きまして、2 つ目です。その他財源として、企業版ふるさと納税 50 万円を充てたことによりまして、一般財源を減らして、その他財源を増やしているという財源更正となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第 8 号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告第 8 号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。それでは、報告第 8 号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。初めに、長寿社会課所管の部分について御説明いたします。同じく、資料の 1 の 22 ページになります。22 ページを御覧ください。

22 ページの 1 段目です。事業名が、地域医療介護総合確保事業補助金になります。これは、

介護事業、介護事業者が行う施設整備や開設準備の経費に対する補助事業となりますけれども、適正工期を確保するために予算を繰り越したものです。令和 6 年 2 月の議会で御承認いただいた 7,258 万円につきまして、その後に整備費が確定して、補助額が 103 万 6,000 円減額となった事業がありましたので、その額を減額した 7,154 万 4,000 円を繰り越しております。

続いて、その下の軽費老人ホーム運営補助金と、ふれあい型食事サービス補助金についてです。いずれも、令和 8 年 1 月の臨時議会におきまして、補正予算として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、繰越予算について御承認をいただいたものでございます。

初めに、軽費老人ホーム運営補助金につきましては、職員の賃上げや職場環境の改善などの処遇改善を支援するための補助金として御承認いただいた、330 万 6,000 円の同額を繰り越しております。

次に、ふれあい型食事サービス補助金につきましては、地区社協が独り暮らしの高齢者等に、お弁当や食事を提供する事業の補助金となりますが、御承認いただいた額と同額の 90 万円を繰り越しているものでございます。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課、枅谷です。続きまして、障がい福祉課の所管に係る繰越明許費について御説明をいたします。同じく、委員会資料は 22 ページを御覧ください。民生費、社会福祉費、社会福祉施設等施設整備事業費になります。こちらは、2 月議会の福祉保健委員会でも御説明をさせていただきましたが、昨年の 6 月補正でお認めいただきました、さくらんぼという事業者が実施していた、放課後等デイサービスを併設する生活介護事業所の改築事業、また、松のねっこという事業者が計画しておりました共同生活援助事業所、グループホームの整備事業、この 2 件につきまして、適正工期を確保するために、今年度への繰越しをお願いしていたものになります。最終的に、松のねっこのほうのグループホームにつきましては、国の 10 月の追加募集での採択がなされなかったということで、さくらんぼの事業のみ繰越しをさせていただきました。金額としましては、実績ベースの繰越しをいたしまして、1 億 4,459 万 6,000 円、こちらを今年度に繰越しをさせていただきましたので、御報告をいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課、西垣です。続きまして、生活福祉課の事業について御説明いたします。最高裁判決を踏まえた追加給付事業費でございまして、令和 8 年 2 月定例市議会にて御承認いただきました内容で事業を繰越しさせていただいておりますが、生活扶助の再検査に必要なデータを抽出するためのシステム改修についてのみ、金額は 70 万 4,000 円ですが、昨年度中に実施しております。繰越しする金額としましては、追加給付であります扶助費部分が 2 億 2,770 万円、実施済みのシステム改修経費を除く人件費なども含めた事務費部分が 1,596 万 7,000 円、合計 2 億 4,366 万 7,000 円でございます。事務費部分につきましては、全額が補助対象ですが、追加給付である扶助費部分につきましては、国庫負担が 4 分の 3、自治体負担が 4 分の 1 であることから、財源負担、財源内訳といたしまして、自治体負担分の 5,692

万5,000円が一般財源で、残りは国費となっております。

報告第8号の説明は、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 生活保護費についてですが、先日もどうなってるんだろうかっていう電話がかかってきたりしました。今年度に、扶助費、事務費、繰越しをしてるんですが、今年度の取組状況、経過というかを教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課、西垣です。現在、生活福祉課では、ケースワーカーが26名いるんですけれども、26名のケースワーカーが、システム改修で取り出したデータを使いまして、保護費、古い人では平成25年8月まで遡りまして、保護費の点検をしております、している最中でございます。国に、国としましては、現役、現在、生活保護受給中の方につきましては、令和8年度中での給付をしてくださいということです、それに向かって準備はしておるところなんですけれども、今、なかなか取り出したデータ、これを点検するんも、なかなかこう大変なところでございますので、あと、生活保護世帯の方は、日々、こう世帯が動いております、転入があったり、お亡くなりになられたり、仕事が見つかって転出された、世帯から転出されたり。あと、2人世帯の方で、お一人の方が例えば入院されたとか、長期入院されて、また御自宅に帰ってこられた、施設に入所された、いろいろこう世帯の変動がございますので、それを全て平成25年8月まで遡って、今点検をしている最中でございますので、時間はかかっておりますが、なるべく早いうちに、皆さんのほうに、準備ができましたら、お知らせをしたいと考えてるところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。先ほど事務費のことを、金額言われたんですが、ケースワーカーは、特に増やしてとかいうことは入っていないくて、そこら辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課、西垣です。この最高裁判決への対応のためのケースワーカーの増員というのはなかったんですけれども、会計年度任用職員は2名採用させていただいております、事務費にはこの経費が入っております。また、ケースワーカーが時間外勤務をするときも、国のほうでは、時間外勤務については全額10分の10、国費のほうの、国のほうの負担で負担いたしますっていうふうなことがなされておりますので、その経費についても、この事務費で予算計上しているところでございます。以上でございます。

◆岩永安子委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 前に御説明いただいたかもしれませんが、聞き漏らしとるかもしれませんけれども、生活保護費の最高裁のあれで、追加給付で、給付額の4分の3は国が持つんだけど、4分の1は市が持つ。国の責務で、全部国が見ればいいと思うんだけど、これは、なぜこのようなことになったのか、ちょっとその辺を教えていただけないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課、西垣です。そもそも通常の、通常の生活保護の生活保護費、これは、国の負担が4分の3、地方自治体が4分の1となっておりますので、このたびも国といたしましては、この扶助費ということで、扶助費部分については自治体負担が入っているというところでございます。事務費については10分の10、国のほうは負担するとは言われませんでしたけれども、以上でございます。

◆西尾彰仁委員 分かりましたけど、本当は全額国が給付するべきだと私は思います。国の責務ですんで、以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第11号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告第11号放棄した債権の報告についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。報告第11号放棄した債権の報告についてでございます。付議案は83ページ～85ページでございますが、説明は、福祉保健委員会説明資料の資料2で説明させていただきます。2ページを御覧ください。私のほうからは、鳥取市国民健康保険高額療養費貸付金の債権放棄についてでございます。

国民健康保険高額療養費貸付金は、保険料の未納があるがために、限度額適用認定証の交付を受けることができない被保険者が、入院等により、高額な医療費の自己負担が発生した場合に、一時的な負担を軽減するために設けている制度でございます。債務者の多くが、貸付金の返済が困難な生活困窮者であり、貸付後に生活保護の適用を受ける者や、破産により資力回復が見込めない者などが存在しており、過年度の債権回収が困難な状況が生じております。

債権の種類は私債権でございまして、時効期間は、令和2年4月1日の民法の一部改正により、時効は5年となりましたが、本件につきましては、改正前の債権のため、10年としております。

高額療養費貸付金の滞納金については、催告書の送付はもとより、資力調査や相続人調査などを行い、債権管理・回収に努めているところでございますが、本件につきましては、消滅時効に係る時効期間が満了し、資力の回復の見込みがなく、回収が困難と認められるため、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第1号の規定によりまして、9件、28万625円について債権放棄を行ったものでございます。詳細は3ページに記載のとおりです。

国民健康保険高額療養費貸付金の債権放棄の説明は、以上となります。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。続きまして、同じく資料2の4ページを御覧ください。長寿社会課所管の放棄した債権の報告をさせていただきます。

放棄した債権は、臨時福祉給付金返還金となります。この臨時福祉給付金につきましては、平成26年の4月、消費税が5%から8%引き上げられたことに伴いまして、所得の少ない方へ

の影響を緩和するために、平成 26 年度～平成 29 年度を期間としまして、国が暫定的・臨時的な措置として実施されたものとなります。納付金支給後に、非課税から課税に区分が変更になった方につきまして、返還金が生じたものとなります。

債権の種類は、私債権となります。時効期間は、民法改正前の債権となり、令和 2 年の民法改正前の債権となりますので、旧民法第 167 条第 1 項の規定によりまして、10 年となります。根拠法令ですが、鳥取市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を定めまして実施しております。

放棄する債権は 2 件です。1 件目につきましては、平成 27 年度の給付金、これは、給付金としては全体で 6,000 円給付されていますが、一部 2,000 円の返還を受けておりまして、残りの給付金分 4,000 円となります。2 件目の方は、平成 28 年度の給付金、これは 3,000 円の給付金でしたので、全額の 3,000 円となっています。

1 件目・2 件目とも、放棄決定日は令和 8 年 3 月 31 日で、それぞれ破産手続による免責許可決定によりまして、鳥取市債権管理に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号の規定する債権の放棄事由に該当したことによるものとなっております。

2 の債権放棄の内容にまとめておりますが、この返還金につきましては、督促状などの送付など、債権管理に努めておりましたが、破産法第 253 条第 1 項の規定によりまして、免責許可決定されましたので、徴収の見込みがないものとして、鳥取市債権管理に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づいて、債権放棄をする、行ったものとなります。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません、国民健康保険の高額療養費の貸付金は、本当に未納があったために適用、限度額認定証の 5 万 9,000 円とか、それだけではなく、それだけ支払えばいいとかいうことじゃなかったために、貸付制度を利用せざるを得なかったっちゃうことなんで、これ、合計は 28 万 625 円なんですけど、この間、ずっと返金されてきて、結果的に、これ以上返金がされなかったというふうに理解させてもらったらいいいんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 竹内課長。

○竹内 大保険年金課長 保険年金課、竹内です。こちらについては、全く返還がなかったものでございまして、はい、そうしてたら、また時効のほうが経過したということでございまして、私債権ですので、時効が経過しましたら、基本的には時効の援用をしていただければ、債権は消滅するという形にはなるんですけども、時効の援用の通知も、毎年勧奨通知は出していたところでございますが、それについても反応がなかったと。御自宅にも出向いたりしたんですけども、ちょっと連絡もつかないというような状況でございまして、このたび債権を放棄したというようなものでございまして、返還については、これまでもなかったというものでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。8 番の方なんか金額が多いわけですけど、一部返還があったとかってということもなかったという理解をさせてもらったらいいいんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 なかなか大変な状況の中、返還ができなかったのかなというふうに思ったり、理解いたします。あと、引き続いて、いいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 最初の質問はいいんですね。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかで。岩永委員。

◆岩永安子委員 臨時福祉給付金なのですが、最初は非課税で対象だったけど、課税、翌年度と
いうか、課税になったために対象でなくなったので、返してもらわんとはいけんかった、返して
もらってない方と。実は、そういう方っちゃうのは、この制度、例えば、この制度のときには、
たくさんおられて、その分はどれくらいの数がちゃんと返されてきたのかっていうようなこと
が分かりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。当時どれぐらいの方が対象となってお
られたかというような、ちょっと数字の持ち合わせはないのですが、例えばですね、国
が見込んでいる対象者数等につきましては、26年度～29年度まで、大体2,200万人ぐらいとい
うような数字を出しておられます。すみません、これ26年度の分になるんですけれども、支給
人数については4万7,000人というような資料が残っておりますので、毎年これぐらいの方が
対象になっていたのではないかというふうに考えているところです。

今、そうですね、そういった、すみません、手元の資料では、国の対象人数も2,200万人で
一定数になっておりますので、鳥取市においても、この4万7,000人程度の方が支給対象にな
ったのではないかというふうに考えてるところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

鳥取市介護老人保健施設やすらぎの食費の改定について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、その他の報告として、鳥取市介護保険、失礼。
鳥取市介護老人保健施設やすらぎの食費の改定についての説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。それでは、報告事項としまして、鳥取
市介護老人保健施設やすらぎの食費の改定について御説明いたします。説明資料は、資料の2、
続いて資料の2の5ページ～6ページになります。初めに6ページを御覧ください。

介護保険施設等の食費の見直しについての厚労省の資料になります。1つ目の丸のところ
ですが、介護保険法に基づきまして、介護保険施設等の食費につきましては、国において、食事
の提供に要する平均的な費用を勘案して、基準費用額を決めることとされております。この基
準費用額は、介護保険施設等において、平均的な食事の費用額や、その他事情が著しく変動し
たときは、速やかに改定しなければならないとされておりますので、されているものです。

続いて、2つ目の丸のところですが、この基準負担額につきましては、このたび国の
ほうが、近年の食材費の上昇ですとか、令和7年度の介護事業経営概況調査結果によりまして、
食事の提供に要する平均的な費用と、現行の基準費用額との差が生じているということと、そ
れから、在宅で生活する方との公平性など総合的に勘案されまして、令和9年度の介護報酬改

定を待たないで、令和 8 年 8 月 1 日から、これまでの基準額を 1 日当たり 100 円引き上げるということをされました。この令和 7 年度の介護事業経営概況調査結果で、調査結果から、この平均的な費用額と現行の基準負担額との差が、1 日当たり約 100 円生じているというような結果になっているというところを基づかれているというふうに説明をされています。

この改定を受けまして、やすらぎで提供している施設サービス等、通所サービスにおける食費を改定したいと考えております。

では、次、5 ページにお戻りください。1 の改定内容のところになります。やすらぎの食事につきましては、鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則において、上限額を定めております。具体的には、枠の中を御覧ください。

初めに、施設サービスについてです。施設サービスの食費につきましては、先ほど御説明いたしました、国の基準費用額に定める額となりますので、令和 8 年 8 月 1 日からは、現行の 1,445 円を 100 円引き上げまして、1,545 円になります

続いて、通所サービスで提供する食事代についてです。通所サービスにおける昼食代につきましては、食材費及び調理に係る人件費などを相当額を基本としまして、施設が改定すると、施設が設定するものとなっております。この規則において上限額を定めて、その上限額の中で、施設が設定するものというふうな扱いになっております。このたびの国の食事の基準費用額の見直し方針と同様の考え方で、食材費や調理に係る人件費などの上昇を踏まえまして、現行の上限額 500 円を 600 円に引き上げたいと考えております。この改定後の額につきましては、5 月に、ちょっと市内の同類の 10 施設の昼食代を調査した結果、昼食代の平均額は 620 円、約 620 円であったことも、参考として上限額を改定したいと考えております。

2 の今後の運用につきましては、現在やすらぎでは、施設サービスと通所サービスの昼食代を同額で運用しておられます。今後も、この運用を継続するというところとしておられまして、改定後の施設のサービスのほうの昼食代が 560 円となりますので、通所サービスにおいても同額の 560 円で運用をされるということになります。

米印のところで記載しておりますけれども、食費の見直し、食費を見直す場合は、指定管理者と市とで協議をして決定するというところにしておりますので、このたびの通所サービスの昼食代につきましても、指定管理者である、あすなろ会と協議を行って決定しております。

3 の今後のスケジュールですけれども、本日の委員会に御説明した後、御了承いただければ規則改正を行いまして、規則改正後は、直ちに利用者への説明、周知を行います。8 月 1 日から改定後の食費で運用をしたいと考えているところです。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。2 の今後の運用についてってところで、老健やすらぎの改定後の施設サービスの昼食代は、560 円となります。通所サービスの食費も同額となりますって書いてあるけど、その上の四角は昼食改定 600 円って書いてあって、これを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課、松本です。この上の枠の中は、規則の内容となっ

ております。この規則、鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則になりますが、ここで定めている額は、上限額を定めておまして、この 600 円というのは、昼食代の上限額 600 円ということで設定させていただいて、運用においては、この 600 円を上回らないところで施設のほうで設定していただくというものになりますので、このたび施設サービスのほうが、基準額が引き上げられて、昼食代として 560 円の算定になりますので、その額は 560 円、通所サービスのほうでも、同じく 560 円で設定されて、この 600 円の上限を上回らない範囲で設定をされまして、運用されるということになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。施設サービスでいけば、月約 3,000 円以内の増額ってことですし、通所サービスのほうは 600 円以内ってということで、560 円ということで設定を協議したいということ、分かりました。本当に負担が増えるということでは、本当に大変だと思いますので、そこら辺をしっかりと受け止めていただいて、できるだけ増額に、少しでも幅が狭く、少しで済むようにという配慮をお願いしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

指定通所介護事業者の処分について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、その他の報告として、指定通所介護事業者の処分についての説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。それでは、既に 5 月 29 日に情報提供をさせていただいておりますが、改めて、指定通所介護事業者の処分について御説明を申し上げます。資料は、資料 2 の最終ページの 7 ページを御覧ください。

指定通所介護事業者の処分については、本市が実施いたしました昨年の監査において、指定通所介護事業所であるモアスマイル富安において、個別機能訓練加算における居宅訪問の実施等の要件不備によりまして、不正請求が行われていると確認したところでございます。

このため、これらの事実に対して、この事業所を運営しているカンクリエイティブ株式会社に対して、本年 5 月 29 日に一部効力停止 9 か月の行政処分を行いました。

処分の日は 5 月 29 日で、処分期間は、本年 6 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日までとしております。

一部効力停止処分の相当と判断した理由でございますが、個別機能訓練加算においての令和 6 年 1 月～令和 7 年 12 月までの間、常態的に不正請求を行っていたこと。これは、どういうことかと申し上げますと、本来この加算を請求する場合は、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成するとき及びその後 3 か月ごとに 1 回以上利用者の居宅を訪問する必要があるのですが、訪問したことを確認することができませんでした。

この個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）という区分がございますが、この算定に必要な人員の配置として、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置人数を満たしておりませんでした。結局は、もう一人、1 人配置が必要でしたが、1 人しか、たった 1 人しかの指導員の配

置しかございませんでした。さらに、少なくとも令和 6 年 9 月以降、利用者 1 名に対して、通所介護サービス利用がないにもかかわらず、利用しているとの不正な記録が作成され、請求が行われていました。

不正請求額は、概算といたしまして、全体として 788 万として確認しておりまして、市町の内訳は、鳥取市が 731 万、岩美町が 41 万、八頭町が 14 万、若桜町が 2 万で、経済上の措置として、不正請求額に 100 分の 40 を上乘せした上で、各保険者が請求することとしております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 何で、こんなことが起きるのかなっていうふうに思います。これって、たしか鳥取だけの施設ではなくて、全国展開の施設ではないかと思いますが、違いますか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 このカンクリエイティブ株式会社は、鳥取市で設置している事業者というふうに確認しております。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。その不正請求の（イ）のところで、個別機能訓練加算Ⅰをね、算定するためには、もう一人配置が必要だったっていうのは、そういう請求を、どういう請求をするのかっていうことでは、人員配置のところの点検はどうだったんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 結局、その加算を取るための専門の機能訓練指導員が配置されるんですけども、本当でしたら、そこに 1 名専従で配置されるわけなんですけども、その時間帯において、当然そのほかの方のサービス利用者の方もいらっしゃるんで、当然それに加えた上で、配置が必要になってくるんですけど、その配置がなかったということで、結局 1 人しか配置がなくて、1 人のみの訓練になっていたというふうなことでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 令和 6 年 1 月～7 年 12 月にわたり、常態的に不正請求を行ったことになるわけですが、加算を取るということになって、保険請求されて、定期監査とか、それから、もっと個別監査で、もっと早くにこう指導が入る可能性はつくれなかったんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 昨年の 12 月に監査に入ったわけですが、これは抜き打ち監査でございます。端緒については、詳しくはお話はできないんですけど、そういうふうな抜き打ち監査によって、現場の状況、それから資料の押収というふうなことを行ったものでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 真面目に、きちんと基準に基づいて仕事をしている事業所にとって、こういうふうに、何か、しなきゃいけないことをちゃんとできてない事業所があるっていうのは、非常に腹立たしい思いがいたします。やっぱり文書、審査や、それから監査が、本当に的確に行わ

れて、早い段階で指導が入るように努めていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 では、これで福祉部を終了します。福祉部の皆様は、御退席ください。

じゃあ、それでは、次に入ります前に、ちょっと暫時休憩で、トイレ休憩したいと思います。
再開は11時45分です。

午前11時37分 休憩

午前11時44分 再開

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続き、健康こども部に入ります。提案説明に、議案説明に入ります前に、竹内健康こども部長より挨拶をいただき、その後に、人事異動で異動された方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いします。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 健康こども部長、竹内です。本日はよろしくお願いします。それでは、本定例会に提案しております健康こども部に係る案件、議案が7件、報告1件について御説明いたします。まず、補正予算が1件、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算の内容としましては、B類疾病予防接種に要する経費として1億6,538万6,000円、こじか園及び白兔保育園の空調設備の更新に要する経費として2,998万3,000円、低所得者等への光熱費助成に要する経費として1,452万5,000円などの総額2億1,634万3,000円の増額補正を提案しております。

続きまして、付議案が6件、議案第81号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第82号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議案第83号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第84号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議案第85号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について、以上5件は、それぞれの条例の一部改正を提案させていただくものであります。議案第96号専決処分事項の報告及び承認につきまして、令和8年3月31日に専決処分しました、令和7年度鳥取市一般会計補正予算の報告をし、その承認を求めるものでございます。

また、報告が1件、報告第8号繰越明許費繰越計算書につきましては、総額1億253万6,000円を翌年度に繰越ししましたので、この報告をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長、所長が説明いたしますので、よろしくお願いします。

それから、5月1日付で異動のあった職員の自己紹介をさせていただきます。

○松田珠美こども発達支援センター所長補佐 失礼します。こども発達支援センター所長補佐に拝命いたしました松田珠美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 お願いします。ありがとうございます。

この後、関係する案件のない執行部の方は、ここで退席いただいて差し支えありませんので、よろしくお願いします。

それでは、議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課、小野澤です。令和8年度、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算、所管に属する部分について御説明させていただきます。こども未来課分です。事業別概要書38ページの上の段です。低所得者等への光熱費助成事業費（児童扶養手当受給世帯分）です。依然として、原油価格、物価高騰が継続しており、低所得者世帯への家計、世帯の家計への影響が大きいと見込まれることから、経済的支援を県の事業に呼応して実施するものです。県では、令和8年度当初予算にて、1世帯当たり7,000円を上限として助成する支援策により予算化されており、また、このたびの6月議会で、1世帯4,000円を助成する予算を計上されております。本市といたしましても、県と協調して、1世帯当たり1万1,000円を助成する予算を計上しております。

対象者として、こども未来課では、児童扶養手当受給世帯分として、令和8年7月1日時点の児童扶養手当受給者として、生活保護受給世帯を除く1,288世帯を見込んでおります。予算要求といたしまして、扶助費として1,416万8,000円、事務経費として35万7,000円、合計1,452万5,000円を要求しております。

なお、財源内訳として、扶助費の2分の1に当たる708万4,000円及び事務費として31万2,000円、合計739万6,000円が県の家計負担激変緩和対策事業補助金、712万9,000円が一般財源としております。なお、児童扶養手当受給者への支給としておりますので、申請は不要としており、議決後、速やかに準備を進め、7月末までには支給する予定としております。

続きまして、事業別概要書38ページの下段です。児童手当費です。先ほど福祉部で説明されたかと思いますが、福祉総合窓口業務等包括委託において、最低賃金の上昇等に伴って人件費の増加が見込まれることから、増額補正をするものです。福祉総合窓口業務等包括委託に含まれる健康こども部の所管業務として、こども未来課の児童手当費66万円、転入等に伴う異動の際の乳幼児健康診査、予防接種の手續に係る業務委託として、事業別概要書の40ページの下段、1歳6か月児健康診査費として9万9,000円、41ページ下段、A類疾病予防接種費118万5,000円のうち、9万9,000円を計上しております。財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、事業別概要書39ページ上段、子育て支援アプリ活用推進事業費です。本市では、令和2年2月から、妊娠期から子育て期までの成長の記録や情報取得を支援するため、本市独

自の子育て支援アプリを提供しております。昨年度の鳥取市人口減少対策推進本部の若手職員プロジェクトチームの政策提案があった、子育て施策の効果的な広報として、子育て支援アプリやホームページで、本市で実施している子育て支援の動画配信を行うこととしました。このたびの予算では、30秒程度の動画10本分の制作経費として107万8,000円を計上しております。財源として、2分の1の53万9,000円を、国の地域少子化対策重点推進交付金を充当しております。こども未来課、以上となります。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。幼児保育課の所管に係る事業について説明させていただきます。事業別概要書39ページ下段を御覧ください。市立保育園運営費でございます。これは、市立のこじか園と、指定管理として社会福祉法人あすなろ会に運営を委託しております、公設民営施設である白兔保育園の空調設備の更新に係る増額補正をさせていただくものでございます。こじか園の空調設備の更新につきましては、こじか園に設置のマルチエアコン、こちら室外機に複数の室内機をつないで使用するエアコンでございますが、こちらのマルチエアコン3系統のうち、3歳児～5歳児の保育室に対応しております1系統において、今年1月に暖房の効きが悪くなり、室外機の異常が判明いたしました。この系統の室外機は、3台が連結しており、そのうち1台が故障停止となったため、冬場は残り2台のみを使用して、能力を下げた状態で稼働させるとともに、石油ストーブや床暖房を併用することで、適切な室内温度を維持することができておりました。しかし、冷房を使用する夏場は、冬場のような対応手段がなく、適切な室内の温度管理が困難な状況が見込まれ、早期の修繕が必要となりました。当該設備は、園舎建設時の平成17年に設置されたもので、設置からかなりの年数が経過しており、設備自体の更新が必要であるとのことから、設備の更新費用として1,650万円を計上するものでございます。

なお、夏場を間近に控えた状況で、気温上昇時における安心・安全な園の運営を確保するため、早急な設備更新が必要であったことから、既に既決の予算での対応を進めさせていただいてるところでございます。

次に、白兔保育園の空調設備の更新につきましては、令和7年12月に、こちら多目的室に対応しております一部の空調設備が、故障により使用できなくなり、調査の結果、室外機の塩害による著しい腐食が原因であることが確認されました。また、その他の稼働可能な空調設備につきましても、塩害によって、室外機の劣化が進んでいることが確認されたことから、計画的な更新が必要となったため、更新時期を3期に分けて実施していくこととしました。

今回の補正につきましては、第1期分として、故障により使用できなくなっている設備などを優先的に更新するための費用として、1,348万3,000円を計上するものでございます。なお、第2期以降の設備更新につきましては、今後のそれぞれの設備の状態などを踏まえまして、適切な時期に更新していきたいと考えております。

こじか園、白兔保育園の空調設備更新に係る補正予算額は、合わせて2,998万3,000円で、財源の内訳は、地方債が2,990万円、一般財源が8万3,000円となっております。

続きまして、40ページ上段を御覧ください。幼稚園一般管理事務費でございます。こちらは、

令和 8 年 2 月定例会の福祉保健委員会において、公立保育園・幼稚園における給食の改定についての報告を行った際に触れさせていただきました、福部未来学園幼稚園の給食費につきまして、公立保育園や他の公立幼稚園と同水準とするための保護者への支援に係る経費を計上するものでございます。令和 8 年度における公立保育園等と小・中学校の給食費の改定によって、学校給食の提供により、小学校の給食単価が適用されております、福部未来学園幼稚園の給食費が、月額として 6,825 円となり、保護者負担が大幅に増加することから、公立保育園等との料金の均衡を図るため、月額 6,100 円である公立保育園等給食費の料金水準と同等になるよう、公立保育園等の単価との差分を、市独自に支援するものでございます。

1 食当たりの単価における差額は 80 円、また、そのうち、主食費に係る差額は 57 円となっており、副食費免除対象の見込みの児童数である 7 人に、主食費部分の差額 57 円を乗じた額と、副食費免除対象以外の見込みの児童数である 11 人に、1 食当たりの差額 80 円を乗じた額の合計に、年間給食提供日数 195 日を乗じた額であります 25 万円を、補正予算額として計上しております。財源は全て一般財源でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課、光浪です。資料は 5 ページ、事業別概要書は 41 ページを御覧ください。事務費について御説明をいたします。これは、保健所を運営する経常的な経費のうち、保健所業務を行うための Notes システムについて、今年度に更新時期を迎えるため、見直しを検討をしたものです。このシステムは、平成 30 年の中核市移行に伴い、県から移管・委託された保健所業務を行うために、県と同様のシステム、Notes システムを、令和 3 年度に導入をし、業務に活用してきました。導入後 5 年を経過し、システム専用端末のサポート期限が満了を迎えるため、更新が必要となりました。当初、新しい Notes システムの更新を予定しておりましたが、更新後の将来的なコストが課題となることが判明しましたので、再度、業務内容の整理、コスト等検討をしました結果、新しい Notes システムへの更新ではなく、よりコストを抑えることができるよう、現在、市の庁内業務で使用しているシステム、Pleasant er または PDF 等により、データを管理し、業務を行うこととしました。

今回の補正では、現在の Notes システムから Pleasant er へのデータ移行、それから、PDF 化等に係る委託料を計上しております。補正予算額は 317 万 7,000 円で、全額一般財源です。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。保健医療課の 6 月補正予算について説明させていただきます。同じく 41 ページの下段です。A 類疾病予防接種費でございます。A 類疾病予防接種につきましては、今年度から、妊婦を対象とした RS ウイルス感染症ワクチンが定期接種として追加されております。このことにより、接種記録の登録等に係るシステムの改修費として、108 万 6,000 円を計上しております。

また、先ほど小野澤局長より説明のありました福祉総窓の人件費 9 万 9,000 円を合わせまして、補正額は 118 万 5,000 円で、財源は全て一般財源となっております。

続いて、42 ページの上段、B 類疾病予防接種費でございます。例年秋に実施しております高齢者インフルエンザ予防接種について、今年度使用するワクチンとして、予防効果の高い高用量ワクチンが追加となります。このワクチンは、75 歳以上を対象に使用されますが、このことにより、75 歳以上の高齢者は、従来の標準量のワクチンと高用量のワクチンの、どちらかを選んで接種するということになります。

接種の見込み件数でございますが、過去 3 年間の高齢者インフルエンザの接種率の平均から、65～74 歳及び 75 歳以上の接種件数を算出、さらに、選択するワクチンにつきましては、带状疱疹予防接種で見られました、予防効果の高いワクチンの選択率を勘案し、算出しております。

なお、この予防効果の高いワクチンの考え方ですけれども、带状疱疹ワクチンでは、生ワクチンと組換えワクチンの 2 種類のワクチンがございました。予防効果が高いと言われております組換えワクチンのほうを選ばれて接種された方が、接種者のうち 7 割程度でございました。高齢者のインフルエンザについても、同等の割合になるのではないかとということで、その割合で接種件数を見込んでおります。補正額は 1 億 6,538 万 6,000 円で、財源は全て一般財源となっております。保健医療課、以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。それでは、これで暫時休憩をさせていただきます。続きは 1 時 10 分とします。暫時休憩します。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 7 分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは、再開します。

議案第 81 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 81 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。議案第 81 号の条例の一部改正について説明させていただきます。資料は、令和 8 年 6 月定例市議会、福祉保健委員会説明資料 7 ページを御覧ください。

こちらは、給付費の対象となる保育園・認定こども園・幼稚園が該当する特定教育・保育施設と、給付費の対象となる家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業が該当する特定地域型保育事業における運営に関する基準を定めております、鳥取市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、国の

関係府令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

条例改正の経緯につきましては、原則対象が満 3 歳未満である小規模保育事業につきまして、国家戦略特区制度により、一部地域のみ限定して実施されておりました満 3 歳以上のみを受け入れる事業形態を一般制度化する児童福祉法の改正が行われました。これに伴いまして、国の関係府令が改正され、当該満 3 歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準が定められたことから、満 3 歳以上限定小規模保育事業の基準を加える改正を行うものでございます。

改正規定の対象は、満 3 歳以上限定小規模保育事業の認可を受けた施設でございます。

主な改正内容につきましては、（１）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業の利用定員につきまして、6 人以上 19 人以下とし、小規模、失礼いたしました。小学校就学前の満 3 歳以上の保育を必要とする子供に係る利用定員を定めることとするもの。

（２）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、満 3 歳以上の保育を必要とする保育認定子供の利用申込みの総数が、該当事業所の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要性の程度などを勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子供が、優先的に利用できるよう選考することとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日の翌日としております。公布の日の翌日としております理由につきましては、令和 7 年 4 月 25 日に公布されました、児童福祉法等の一部を改正する法律の附則におきまして、当該改正法の満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る規定の施行日である令和 8 年 4 月 1 日から起算して 1 年を経過するまでの間は、国の内閣府令で定める基準を市町村の条例で定められた基準とみなすものとされた中で、1 年を経過する日より前に市町村が条例に定めた場合は、本経過措置の適用期間は、条例で定める日までの間と規定されております。このことから、市町村で、一部改正条例を制定・公布する場合は、国が定めた基準を市町村の定めた基準とみなす経過措置の適用期間の終期を定める必要があるため、このたびは、公布日の翌日を改正規則の施行日とすることで、公布の日を経過措置適用期間の終期とする取扱いとしたものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 82 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、それでは、議案第 82 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。議案第 82 号の条例の一部改正について説明させていただきます。同じく、福祉保健委員会説明資料 31 ページを御覧ください。

こちらは、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております、鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例等につきまして、国の関係省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

本条例の対象となる事業のうち、本市に開設がある事業は、小規模保育事業のみであり、市内の対象施設は、私立の小規模保育事業所 A 型 11 施設となっております。

改正内容につきましては、（１）は、令和 6 年 6 月に制定されました、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、一般的には、こども性暴力防止法と呼ばれております法律で定められている、学校設置者等における子供への性暴力防止の取組に係る規定が、令和 8 年 12 月 25 日に施行されるに当たりまして、当該法律で、性暴力防止の取組が義務づけられております家庭的保育事業者等において、従事者に係る過去の性犯罪歴の確認や、相談体制の整備、研修の実施などの、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するものでございます。

（２）は、満三歳以上限定小規模保育事業者について、連携協力を行う保育所・幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないこと。また、満三歳以上限定小規模保育事業所の設備及び職員配置の基準について、小規模保育事業所 A 型と同様するよう、規定を整備するものでございます。

（３）は、全国的に保育所等における障害児や医療的ケア児の受入れが増加している中、多様なニーズを抱えた子供に対しての専門的な支援や、インクルージョン推進の観点から、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等で、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1 人に限り保育士とみなすことができること。また、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするものでございます。

（４）は、小規模保育事業所 A 型等における 3 歳児の保育士等の配置基準につきまして、令和 6 年 4 月 1 日に、従前の 20 対 1 から 15 対 1 に改正となった際、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがないときは、当分の間、従前の基準によることができるとした経過措置の規定に関しまして、令和 10 年 3 月 31 日までとする終期を定めるものでございます。

施行期日につきましては、（１）の児童対象性暴力等の防止に関する改正規定については、法の施行日であります令和 8 年 12 月 25 日から施行することとしており、その他の改正規則については、公布の日の翌日から施行することとしております。

なお、（２）の満三歳以上限定小規模保育事業に係る規定につきましては、議案第 81 号の関係で説明していただいた理由により、公布の日の翌日としたものでございますが、（３）と（４）に係る規定につきましては、公布の日を施行日とすることも可能ではありますが、特段支障がないため、（２）の規定と合わせて、公布の日の翌日としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 83 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第 83 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** は幼児保育課、濱田です。議案第 83 号の条例の一部改正について説明させていただきます。同じく、福祉保健委員会説明資料 44 ページを御覧ください。

こちらは、乳児等通園支援事業の認可の要件となります、設備や職員配置などの最低基準を定めております、鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、国の関係府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

市内の対象施設は、本市から認可を受けました、乳児等通園支援事業実施施設 21 施設でございます。

改正内容につきましては、こども性暴力防止法で、性暴力防止の取組が義務づけられております乳児等通園支援事業者におきまして、従事者に係る犯罪事実確認や、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するものでございます。

施行期日は、法の施行日と同日の令和 8 年 12 月 25 日でございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 84 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第 84 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課、濱田です。議案第 84 号の条例の一部改正について説明させていただきます。同じく、福祉保健委員会説明資料 46 ページを御覧ください。

母子生活支援施設や保育所の設備及び運営に関する基準を定めております、鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等について、国の関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

市内の対象施設は、母子生活支援施設 1 施設、公立・私立の保育所 26 施設となっております。

主な改正内容は、（１）は、こども性暴力防止法で性暴力防止の取組が義務づけられております、母子生活支援施設と保育所におきまして、従事者に係る犯罪事実確認や、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するものでございます。

（２）は、保育所において、理学療法士・作業療法士等で、子育てに関する知識及び経験を有する者を、１人に限り保育士とみなすことができること、また、当該理学療法士等が保育を行うに当たりましては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするものでございます。

（３）は、保育所における３歳児の保育士等の配置基準につきまして、令和 6 年 4 月 1 日に、従前の 20 対 1 から 15 対 1 に改正となった際、当分の間、従前の基準によることができるとした経過措置の規定に関しまして、令和 10 年 3 月 31 日までとする終期を定めるものでございます。

施行期日につきましては、（１）の改正規定につきましては、法の施行日と同日の令和 8 年 12 月 25 日としており、その他の改正規定については、公布の日としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 85 号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 85 号鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。議案第 85 号の条例の一部改正について説明させていただきます。こちらも、福祉保健委員会説明資料 53 ページを御覧ください。

認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めております、鳥取市認定こども園に関する条例等について、国の関係府令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

市内の対象施設は、私立の認定こども園 27 施設となっております。

主な改正内容は、（１）、こども性暴力防止法で性暴力防止の取組が義務づけられております認定こども園につきまして、従事者に係る犯罪事実確認や、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するものでございます。

（２）は、認定こども園の満 3 歳以上の学級編制の基準につきまして、原則 35 人以下から、原則 30 人以下に引き下げるものとし、あわせて、令和 14 年 3 月 31 日までは、従前の例によることができるとする経過措置を設けるものでございます。

（３）は、認定こども園におきまして、理学療法士等で子育てに関する知識及び経験を有する者を、1 人に限り、教育または保育に直接従事する職員等に代えることができること、また、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、教育または保育に直接従事する職員等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするものでございます。

（４）は、認定こども園における３歳児の教育または保育に直接従事する職員等の配置基準につきまして、令和 6 年 4 月 1 日に、従前の 20 対 1 から 15 対 1 に改正となった際、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがないときは、当分の間、従前の基準によるものとするところである経過措置の規定に関しまして、令和 10 年 3 月 31 日までとする終期を定めるものでございます。

施行期日につきましては、（１）の改正規定が、法の施行日と同日の令和 8 年 12 月 25 日、その他の改正規定については、公布の日としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。それでは、専決処分事項の報告について、幼児保育課の所管に係る部分の説明をさせていただきます。こちらも、福祉保健委員会説明資料 64 ページを御覧ください。

民生費、児童福祉費、保育所費の私立保育園運営施設助成費でございます。こちらは、とくに保育園の改築などの民間法人の施設整備に対する助成に係る財源につきまして、最終的に、特別交付税の増などによって歳入が増加したため、一部充当予定であった交付税措置のない行政改革推進債から一般財源に財源更正したものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター、森田です。同じくですね、下段を御覧ください。歳出費目が、民生費、児童福祉費、母子生活支援施設費で、同様にですね、どちらも一般財源 180 万を計上しまして、市債であります行政改革推進債を減額して、ゼロとして財源更正を行いましたので、報告し、承認をお願いするものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第 8 号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告第 8 号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課、小野澤です。報告第 8 号繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。本日の資料の 65 ページの説明資料で説明させていただきます。こども未来課分です。物価高対応子育て応援手当費です。この給付金は、物価高騰が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を応援するために、児童手当を受給している世帯に対し、児童 1 人当たり 2 万円を支給したものです。昨年 12 月補正予算で計上いたしました 5 億 8,811 万円のうち、326 万 7,000 円を繰越ししたものです。

なお、申請期限が令和 8 年 6 月 30 日となっておりますが、申請されていない該当者には、再度、提出勧奨を行っているところでございます。説明、以上になります。

◆勝田鮮二委員長 はい、濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課、濱田です。それでは、幼児保育課の所管に係る部分を説明させていただきます。同じく65ページを御覧ください。2段目の私立保育園等給食費緊急特別支援事業（重点支援地方交付金）でございます。こちらは、近年の物価上昇により、保育園等における給食に利用する食材の経費が増加している中、保護者が支払う給食費の値上げの抑制と、栄養バランスや量や質を保った給食の実施につなげることを目的に、私立の保育園・認定こども園等へ、令和8年度における給食に要する経費を助成するものでございます。国の補正予算に呼応して、昨年度1月臨時補正に計上し、全額繰越しとさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 同じく、下段を御覧ください。こども家庭センターの森田です。マタニティサポート！妊婦さん応援給付金事業（重点支援地方交付金）でございます。こちらにつきましては、妊娠届提出時に申請していただきまして、5万円の出産応援金を支給するものでございます。こちらにおきましても、繰越承認いただいた5,500万円の全額繰越しを行い、今年度執行、予算執行するものでございます。財源内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,675万円、それから、一般財源825万円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。

（「なし、」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、この後、関係する案件のない執行部の方は、ここで退席いただいて差し支えありませんので、よろしくお願いします。

令和8年陳情第2号mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、陳情審査に入ります。令和8年陳情第2号mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情について、委員の皆様から、質疑、意見等はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。このmRNAワクチンっていうのは、試験期間がね、なかなか十分でなかったっていうことも指摘されていますが、コロナワクチン、これ、大きな力を発揮したんじゃないかというふうに思いますが、副反応と見られる症状が、この間、補正予算やなんかで報告されて、支払いをしたとかいうようなことがあったと思うんですが、改めて、鳥取市で、どれくらい、このワクチンを接種をして、健康被害の件数が認められたものが、どれくらいあったのかっていうような、鳥取の保健所の中で見られたことについて教えてください。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。新型コロナワクチンの接種の状況についてということで御質問いただきました。接種件数ですけれども、特例臨時接種が、令和2年、2年度の後半に、医療従事者から始まりまして、令和5年度まで実施されております。多い方で、1人当たり7回の接種がございました。実績としまして、お一人当たりが1回～7回と複数回

接種しておりますので、実の回数は、ちょっと拾うことができませんでしたので、総接種回数ということで報告させていただきます。令和2年～令和5年度の特例臨時接種期間中に、接種回数としては61万7,360回の接種がございました。

また、定期接種になりまして、令和6年、令和7年、2年経過しましたがけれども、令和6年度が1万9,814回、令和7年が1万4,056回の接種がございました。この間の健康被害の申請件数ということでございますが、こちらにつきましては、特例臨時接種期間中の方の申請のみになっておりまして、申請件数は15件ございまして、1件は取り下げて、14件の申請を受け取っております。そのうち13件で認定が下りておりまして、医療費等の支払いがされております。そのうち2件は、死亡一時金、埋葬料も認定となっております。否認件数が1件という現状でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 治験期間も短かったってということもあって、できるだけ、症状があった方は救済をするんだという立場で向かっていただいているんだというふうに思っております。取りあえず、そのように理解をさせていただきました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 今御報告のありました健康被害救済の件なんですけど、副反応の疑いの報告などでもですね、鳥取県全体でいっても89件、何か副反応疑いっていうところでも報告があったりして、そのうち死亡は、県内で11人死亡されてるっていうのが、今の鳥取県さんのホームページのほうに載ってる状況なんですけど、こうした、その副反応疑いの報告制度や、あるいは、この健康被害救済制度によるところの、今のこの実情、県の実情、それから、市の実情を見たときに、どのように、これ、市の執行部とすれば評価されてるんだろうかと思ひまして、その辺りはお聞きすることはできますか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。この制度につきましては、鳥取市としまして、ホームページ等で周知を図っておりまして、また、接種の受診券を、接種券を発送する際の文書の中にも、この救済制度等については周知をしているところですが、現状としては15件の申請ということになっております。これについては、やっぱり接種した医師のほうで、副反応だということを疑い、疑って、認識し、それに伴う、この、今起きている疾病が健康被害だということを、医師が認定というか、認めて、診断書等を書いてというような手続が必要となりますので、やはりその辺りで、医師がこれは違うってというふうに判断されたりですとか、あと、軽い副反応であれば、もうそのまま報告せずというふうなことも、という方もいらっしゃるかなというふうなところかなというふうには思っておりますが、実際のところは、この数字でしか、ちょっとこちらも把握ができておりませんので、はい、申し訳ないですが。ちなみにですけど、副反応疑いの報告の件数としては、34件ございました。鳥取市です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 今回のですね、この陳情の内容を見るときには、このmRNAワクチンは中止

したほうがいいと。その中には、その、これまでの何人死亡者があったとか、全国でのその状況をこう上げながら、中止の理由っていうことでは上げてはいるんですけども、実際に、私たちっていうのは、それを見ることができるのが、今、課長さんのおっしゃられたように、県とか市の情報しかないというのが今の現実なんですね。

一方ではいろいろと、例えば、超過死亡が増えてるとかですね、その年のですね。そういういろんな情報がこう錯綜する中で、その辺りを客観的に、鳥取市としてですね、っていうか、どんなふう to そのことを受け止めてるんだろうかと。現実を見ただけではなくて、その死亡者のこの人数取ってみても、それから、副反応の数見ても、あくまでも医師が出したものであったりとか、あるいは、その御本人さんが申請された内容もあるんですけども、その辺りの数字を見ながら、どのようにその評価というのですか、ここで陳情で言うように、中止をしなければいけないぐらいのレベルにも達しているものなのか、いや、その辺はまだ研究中ですよっていうふうにやるのかですね、どんな評価なんだろうかと思うわけなんです。ちょっとそのことを、ちょっともう一度重ねて質問するんですが、それ、なぜかといいますと、やっぱり厚労省なんかでもですね、接種開始後の安全性の評価とかいって、評価とはあるんですが、実は評価したんではなくて、その厚生科学審議会の数字を出してみたりとかですね、いろんなその審査会の数字を出すだけであって、それに対する講評っていうものがないんですね。だから、その、こういう陳情も上がってきてる。どこにその軸を置いて話をすればいいかっていうのが分からないので、数字だけの、もうこれ、やり取りなんですけど、実際にこう、ちょっときつい質問なのかもわからないんですけども、執行部として、これまでワクチン打ってきた側として、どのようにそれを評価されてるのかっていう辺りを、答えられる範囲でいいんですけど、教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。実際、コロナワクチンと、ほかの予防接種を比べてみたときに、鳥取市でも、この救済というか、健康被害の認定を受けている方は、ほかのワクチンではございません。ゼロ、ゼロ件です。コロナに関して13件の方を認定してというような状況になっております。疑わしいものは報告をして、国としても因果関係っていうところは深く求めずに認定をしているというようなところが、コロナの現状ではあるっていうところなのかもしれないですけども、他のワクチンと比べて、多いか少ないかという辺りが、どういう数を基準にして判断すればいいのかって、迷うところではありますけれども、実際、ない、ほかのワクチンではないけれども、コロナで15あるということだけ見れば、やはり影響はあっているのかなというふうには思います。

ただ、一方で、コロナワクチンを接種したからこそ拡大が防止できて、国のほうの調査だったり、いろんなとこの検証など見ますと、65歳以上の入院の予防率というか、予防効果っていうものも6割あるというようなデータも出ておりましたので、やはり、やっぱり有効性という部分でも評価はすべきワクチンではなかったかなというふうに思っております。ちょっと個人的な意見も入ってるかと思いますが、以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 丁寧にありがとうございます。

もう一つ、質問なんですけども、この、今回陳情に上がっておりますmRNAワクチンですか、レプリコンワクチンも含むということで、このタイプのワクチンが、これから、これからというんですか、例えば、带状疱疹では、こういった、その、こういった種類のワクチンに、このmRNAワクチンが使われてるのかと。ちょっとその辺が、私もはっきり分からなくて、例えば、带状疱疹のワクチンは、何かその、こう長く効くワクチンと生ワクチンとあるんですけども、それは、この、この種のワクチンなのか、あるいは、RSウイルスとかなんかあるんですけど、それも、この、この種のRNAワクチンの種別なのか。あるいは、もう一つはインフルエンザもですね、最近、最近はちょっとこう長く効くワクチンができたっていうところもあるんですけども、これも、この、この種のワクチンなのか。その辺っていうのは、どのように判断したほうがよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。ワクチンの種類というか、につきましては、このmRNAのワクチンを利用しているのは、コロナのワクチンのみです。あとのものは、生ワクチンであるとか、組換えワクチンです。HAワクチンも不活化ワクチンというようなワクチンを使っておりますので、コロナだけだというふうに認識しております。以上です。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 すみません。一つ、予防接種法上の公的関与の考え方として、新型コロナワクチンの接種については、原則として、接種勧奨、努力義務の規定が適用されるが、例外的に適用除外することができるとされているというようなことが、ネットで調べたところなんですけども、いわゆるこれ、強制ではないというふうに認識していいわけですね。

◆勝田鮮二委員長、雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。強制ではないですけども、自治体としては、やっぱり接種の環境を整えないといけないというところで、接種環境を整えて、あくまで御本人さんの判断でというところで御案内をさせていただいているところです。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 次に、いわゆる、接種券を頂いても、当然ながらですけども、確認ですけども、接種しないという選択もできるわけですね。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。はい。おっしゃるとおりでございます。

◆

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 その現状が、これからもずっと続くとして、またコロナがやってきたとします。そのときに、ワクチン接種を、また行政の案内でしていただけるというときに、私は思うんですけども、接種をしていただくと思うんですけども、これ、禁止をしてしまうということとは、大変そんなこと、危険な話だと思うんです、実際。

ただ、その本当に、何かその副反応とかが怖いという人は、今確認したように、接種しないということも選択できるわけですから、これを一律に接種しない、この、いわゆる意見書は、の願意というのは、ちょっと乱暴じゃないかなというふうに、乱暴という言い方がいいのか、ちょっと、何か私としてはちょっと賛成できんということが申し上げたいです。すみません、以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 ちょっと御質問させていただきたいんですけども、先ほどの質疑の中ともしょっと重なってるかもしれませんが、まず、このレプリコンワクチンについてですね、本市は、国からどのような安全性の評価や情報提供を受けておられるのか伺いたいと思うのが、まず1点です。国からどのような安全性の評価、それから、また、情報提供があったのか。

2点目に、市民から、このレプリコンワクチンに関する相談や、それから、不安の声が、本市のほうに、こう寄せられているか、そんなことをお聞きしたいのが2点目。

それから、最後、3点目なんですけども、希望する方、希望しない方の双方が不利益を受けないように、市は、どんなこの配慮をされているかどうか、ありましたら伺いたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。まず、1点目の、国からの安全性の評価だったり、情報提供っていうところですけども、こちらは、国のほうの審議会の中で安全性を評価されておりまして、その会議の議事録であるとか、資料であるとかっていうのは、随時確認をしながら準備を進めてきたところです。正式に国のほうからも、文書という形で、安全性等についてのものが、自治体のほうにも届いております。それを見て検討していった経過があります。

◆平野真理子委員

○雁長悦子保健医療課長 それから、市民からの相談や不安の声っていうところですけども、こちらについても、ちょっと件数までは把握はしておりませんが、声としては届いてきております。ただ、今回のこの陳情の中では、mRNAワクチンということで、レプリコンワクチンを含むということになっていますが、レプリコンワクチンが出たときにというか、報道があったときに、このときには、かなりの反響もございまして、今まで打っていたメッセンジャーRNAワクチンと少しタイプが違うワクチンだということで、やはり心配になられてっていうような声もありました。ただ、ほかのワクチン、生ワクチンだったり、組換えワクチンと、このmRNAワクチンと、変わったんだけど、どうだろうかっていうような、そういうような問合せとかは、そんなに多くなかったというふうなところで認識をしております。

それと、3点目ですけども、接種を希望する方、しない方の不利益にならないような配慮ということでございますが、特別な配慮はできておりませんが、御自身の判断で、受けるか受けないかをついていうようなところを案内することと、もし迷われる方は、主治医に相談をして、しっかりと御自身で受ける、受けないを判断をした上で接種をしてほしいという旨はお伝えするようにはしております。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました。ありがとうございます。いいです。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 今回、この陳情にある、そのmRNAですか、mRNAワクチンとレプリコンワクチンは、先ほどの説明の中では、コロナウイルス、新型コロナウイルスに対するものであったということの説明だったんですけど、今後ですね、そのほかの、带状疱疹とか、いろいろな、いろいろ、これから様々な、その症状に対するワクチンが出てくるわけなんですけども、そういったところには、今、今のめどとすれば、このmRNAワクチンの種類のもので、そのウイルスに対するワクチンは作られているような情報は、今のところはないというふうに捉えていいですか。要は、これは中止を求めるってあるんですけど、コロナワクチンで、コロナに対するものだけの話なのかなっていうふうに、ちょっとそうも取れたんですけど、その辺はどう捉えることができますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課、雁長です。現在実施しておりますワクチンが、このmRNAワクチンに代わるかどうかというところは、今のところは情報は持ち合わせてないんですけども、今後、また新たな感染症が発生した場合には、このmRNAワクチンが活用される可能性はあるかと思えます、以上です。

◆勝田鮮二委員長 田実委員。

◆岡田 実委員 すみませんね、何度も聞くんですけど、実は、ワクチンの副反応がない、なった方とか、ある、いろいろお話も聴いたりもしましたし、そう思われる方の話も聴いたんですけども、この場で言うのがどうか分からないんですけど、何より私が、今、下半身がほとんど動きが悪い状況で、よくスパイクタンパクとか言ったりするんですけど、足の裏にですね、接種した後ぐらいから、ぽつんと、何か裏の中に入ったなと思ったら、今は、何か健康サンダルを履いてるぐらいですね、足の裏に、たくさんぽこぽこしたものがあって、あるいは、脊椎なんですけども、脊椎も急に固まり始めたということで、中央病院にも行ったんですが、理由は分からないんですけども、脊椎が、その神経を圧迫することによって下半身が動かなくなっているというふうなのを、その診断を受けてきたわけなんです。理由も分からないから、手術しかないと言われてたりとか、それを避けるために、今この場では出てないんですけど、イベルメクチンをですね、もらって、輸入していただいて、それを週1回飲んでたりとか、あるいは、発酵食品をおなかに入れながらですね、それを鎮静化を図っているとか、非常に、いろいろ言う場がなくって黙ってたんですね。

なぜ、これ、これ、言うかっていうと、本当に、このmRNAワクチン、確かに新型コロナウイルスだけだとしたならいいんですけども、今後使うとなればですね、この辺をしっかりと検証して、これだけ死亡数が出てというのは、これ、事実なわけであって、じゃあ、1人が亡くなったっていうことを、1人が亡くなったことをどう受け止めるかということもあったりもするものですから、非常に、これ、真剣に考えてしまうところがあって、このようにちょっと質問をしてたというところでもあります。

なので、ちょっとこれ、できたら、何か継続審査ってやっても、何かこれって、何も出てこ

ないのであれば、審査することもできないんですけど、何かこういう現状とかが調べられるのであればですね、もう少しこう鳥取市の中だけでも、せめて、どういう状況だったかっていうところを検証することができるだとしたなら、継続審査等で調査をしながら、もう一つ判断っていうか、できないのかなと思ったりもするわけなんです。ちょっとこれは私の意見です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 委員間討議をさせてもらえたらなというところですけど、どうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、それでは、ちょっと暫時休憩ということで。

午後1時55分 休憩

午後2時3分 再開

◆勝田鮮二委員長 再開します。今、いろいろ、いろんな意見が出てます。質疑は、取りあえず終結します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、これは反対の、この意見書の反対の立場で討論をさせていただきます。内容としては、やっぱりmRNAワクチン、コロナワクチンを、新たなメッセンジャーというか、新たなワクチンの種類ではございますけれども、これを接種事業の中止を求めるということは、接種していただきたい方から、この、奪うことになるじゃないかなっていうことと、もう一点は、この陳情書の中に、資料1、資料2はホームページを見てみなさいというようなことがあるけど、さっき言われたように、ホームページ見ても、ちょっと、うんっと思うし、そもそも書面審査でこれを出すのに、ホームページを見なさいっていうのはいかなものかという、私は話がありました。

それから、死亡数だとか、こういうのは、何かその根拠も明らかじゃないんです、実際出されとる数値とえらい違うし、さっきも、私も思いましたけど、インフルエンザで亡くなる方より、コロナで亡くなる方が依然として多いような状況の中で、それを予防する接種を奪うということは、ちょっといかなものかと思います。

以上の理由によって、私は、これを反対いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私はですね、この下から5段、4段目、現時点で、新型コロナワクチンの安全性の。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、討論ですんで、最初に反対か賛成かを言ってから述べてください。

◆岩永安子委員 賛成できません。現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えますって、この方は言っとられるんですけど、安全性の検討が不十分だっていうふうに言われてもですね、私は判断がつきません。さっき方、平野委員が言われたように、たくさんのコロナで亡くなった方がね、おられる。だけど、コロナ、ワクチンを打って重症にならなかった方もたくさんおられるわけですし、この方のように、不十分だというふうには私は断定

できませんので、賛成はできません。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 いろいろ考えたんですけど、これは、賛成のほうで討論させていただきたいと思います。それは、体に異常を訴えているその内容を、どこにも訴えることが、その医療機関であったとしても、なかなか、すぐすぐ相談できる環境がない状況の中で、ワクチン接種が進んでいったと。そういうことを考えたときに、やはりちょっと自分の経験もあるんですけども、今の、こう社会的な環境の中では、このまま接種、ずっと続けていくっていうことは、非常に危険な状況だと思いますので、賛成というところで発言させていただきました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

以上で討論を終結します。

◆勝田鮮二委員長 これより、令和8年陳情第2号mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 挙手少数です。よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の御意見をお願いします。
西尾委員。

◆西尾彰仁委員 先ほど討論で、反対討論、私と岩永委員が言われたんで、その中をちょっと使っていて、まとめていただけたらと、委員長・副委員長のほうで。それでお願いしたいです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 という意見でございますので。委員長・副委員長に一任させていただいて。また後半のときに報告させてもらうというような形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。以上で陳情審査を終了します。そのほか何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 これで、健康こども部を終了します。健康こども部の皆さんは、御退席ください。

◆勝田鮮二委員長 休憩しましょうか。ちょっとトイレ休憩を挟みたいと思います。午後2時20分再開とします。

午後2時11分 休憩

午後2時18分 再開

【その他】

委員会視察報告書について

◆勝田鮮二委員長 それでは、再開します。

その他の項ですが、委員会視察報告書についてに入ります。視察報告書の案をお手元にお配

りしております。御意見をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今もらったばかりなので、読ませていただいて、ちょっとあまりに、あまり不適切な言葉だなとか思った分について意見を上げるとかいうことは、ちょっと後でゆっくり読ませていただいて、あれば、意見を言わせていただくっていうことで。今日のことには、ちょっとならんじゃないかなと思います。

◆平野真理子委員 急ぎですか。

◆岡田 実委員 日を決めてもらった方がいいが、いつまでにか。

◆勝田鮮二委員長 事務局どうぞ。

○岡崎圭涼市議会事務局主任 事務局、岡崎です。急ぎませんので、後半の委員会でも構いません。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、そうしましたら、この件に関しましては、後半の委員会でまた御意見を聞かせてもらうということにしますので、よろしくお願いします。

次に、委員会視察報告の議会だよりへの掲載について御意見を伺いたいと思います。9月発行予定の市議会だより、6月定例会号に、視察報告を掲載する予定となっています。紙面の都合上、文字数も限られていますので、ポイントを絞って文案を作成したいと思います。視察先のうち、1か所のみ掲載になりますが、いずれを掲載したらいいのか、あわせて、記事に盛り込むべきポイントについて御意見をいただければと思います。

それで、前回視察したところは、横須賀市の終活支援について、それから、大和市の文化創造拠点シリウスについて、Health&Beauty PROJECTについてを、2件、大和市で視察してます。それと、府中市に行きまして、ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業についてと、3都市に行きまして、4項目視察してます。どの項目を、どこの市に行きた視察の、この項目というところだけでも今ちょっとしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 4か所行かせていただいて、これはと思ったのは、私は、横須賀のやっぱり終活じゃないかなと思いました。というのは、やはり少子高齢化、独居世帯も増えて、これから本当に困った状態にならへんかなと、我が市にとっても、この取組が重要ではないかなと思いますので、私は、この横須賀市の取組を、この議会だよりに入れたらなと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほか御意見をお願いします。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 私は、一般質問でも言わせてもらいましたので、大和市のHealth&Beauty PROJECTと、あえて言わせてもらいます。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 私は、もう本当に言われたように、横須賀市も、とっても印象に残りましたし、よかったと思いますけど、やっぱりあえて、これからの、本当に支援が必要な、なかなか目に入らないところなので、ヤングケアラーとその家族によるってところの、この、はい、やりたい、やったらどうかなー、思います。

◆勝田鮮二委員長 御意見を下さい。

◆加嶋辰史副委員長 みんな、みんな言ってもらいましょうか。

◆勝田鮮二委員長 うん、みんな言ってください。岡田実委員。

◆岡田 実委員 私、やっぱりこれからの社会の内容が終活っていうところ、やっぱり僕も、これ気になってて、これです。ただ、ただし、痩せの問題も絶対重要だし。ヤングケアラーも重要だなあと思いつつ、胸に思いながら終活支援です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、お願いします。

◆岩永安子委員 私はね、終活支援の問題ですね。何か特別のものををつくるのではなくって。こう一般行政の中でやとられたじゃないですか。それが、すごいなというふうに思いました。それと、何か2つパターンがありましたよね。一般的にも、みんな、みんなから情報を得るっていうふうにしないと、必要な方への支援が、こうちゃんと結びつかないっていうか。そういうのを思って、2つを行政がやってるうちゅうことがすごいなって思いましたので、終活支援、まとめたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 私も終活支援にしたいと思います。非常に、要は、古いけど先進的な考えで、個人情報のことがあるので、やっぱり行政がせないけないんですうちゅう言葉が、すっごく印象に残りまして、私は終活にしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。私は、平野議員と同じで、ヤングケアラーのやつでして、府中に行ってお話聴くことで、鳥取県が進めてきたものも、非常に先進的で充実してたんだってことが、外へ出て初めて分かりましたので。向こうは、人口が一番多いような。ところだし、こちらは人口が一番小さなところだけど、課題点共通してたりだとか、目の届き方が違ったりっていうのも見てきたので、それは個人的には勉強になったんですけども、委員長の判断にね、お任せします。

◆勝田鮮二委員長 今、皆さんの御意見をいろいろお聞きしまして、取りあえず多数決ではないですけど、一番多い横須賀市の終活支援についてという項にしたいと思いますが、どうでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 こうやって、先進地の視察に行ってますね、ああやって一般質問に取り上げてもらったり。いろんな面で、この発言してもらうのは非常にいいことでございまして。私も、岡田信俊委員が、ちょうど一般質問されたんで。ああ、役に立つとるんだなみたいだね、そういうのは。やっぱり、行きたら必ず、何かそれを市に、行政のほうにね、訴えたり。何かやっていくうちゅうのもいいのかなと、これだけ何か海外のハワイにどうだこうだとか、いろいろ問題になつとるときにね、やっぱり視察に行ってみたいな、いいと思いますので。

じゃあ一応、結論は、横須賀市を掲載することといたします。委員の皆様の意見を踏まえて、文案を作成したいと思いますので。

文面については、正副委員長に御一任いただいて、次回の委員会で確認いただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 その他、皆様から何かございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 すみません。ちょっとおわびしないといけないんですけども、先ほど、陳情の審査のところですね、委員間討議をしていただいて、委員間討議で、まず加嶋副委員長が、その、どこを、どういう資料を見て、例えば、学んできて、それを継審していくのかっていう質問されたところで、本当だったら、岡田委員の、また御意見伺わないといけないのが委員間討議だったんだと思うんですけど、つい私が張り切ってしまって。その、何ていうかね、陳情のこの文面審査のところで行われたことについて、私も火がついてしまって、すみません。おかしいということで、ぐちぐち言ったもんですから、その大事な委員間討議のルールっちゃうんですか、本来の目的が。できないまんま終わって、討論に入りました。私は、とっても残念だったのは、岡田委員さんが、せっかく継審にして、こういったことも含めて継審にしていってたらどうかっておっしゃったときに、私もそうだなと思ったので、本当は継審を諮っていたきたかったんです。だけど、何かそういう、何か私の、何か、何かちょっと長々した意見が邪魔したなっていうのを、すごく反省しております。すみません。

◆勝田鮮二委員長 しっかりと受け止めさせていただきまして、委員長長の采配も非常に微妙なところでございまして、すみません。またしっかり私も勉強していきます。

以上で、福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後２時３１分 閉会

令和 8 年 6 月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、報告、陳情審査)

日 時：令和 8 年 6 月 1 8 日 (木)

1 0 : 0 0 ~

場 所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

市 立 病 院 (10 : 00~)

1 報告

- ・ 報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

福 祉 部 (市立病院終了後)

1 議案【説明】

- ・ 議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 76 号 令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 78 号 令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 86 号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2 報告

- ・ 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
- ・ 報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

3 その他の報告

- ・ 鳥取市介護老人保健施設やすらぎの食費の改定について (長寿社会課)
- ・ 指定通所介護事業者の処分について (指導監査室)

健康こども部（福祉部終了後）

1 議案【説明】

- ・ 議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 81 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 82 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第 83 号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 84 号 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第 85 号 鳥取市認定こども園に関する条例等の一部改正について
- ・ 議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2 報告

- ・ 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

3 陳情【質疑・討論・採決】

＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 8 年陳情第 2 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情

そ の 他（健康こども部終了後）

- ・ 委員会視察報告書について